

第1章 基本構想策定の背景と目的

1. バリアフリー基本構想の背景と目的

(1)背景

我が国の総人口に占める高齢者人口の割合は、1950年(昭和25年)(4.9%)以降一貫して上昇が続いており、1985年(昭和60年)に10%、2005年(平成17年)に20%を超え、2021年(令和3年)は28.9%となりました。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、この割合は今後も上昇を続け、第2次ベビーブーム期(1971年(昭和46年)～1974年(昭和49年))に生まれた世代が65歳以上となる2040年(令和22年)には、35.3%になると見込まれています。

このような状況の中、国では高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全上の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として、2006年(平成18年)12月に施行された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、ハード・ソフト施策の充実や、高齢者、障害者等を含むすべての人が暮らしやすいユニバーサル社会の実現を目指しています。

※資料:内閣府 2022年(令和4年)版 高齢社会白書より

(2)目的

和歌山市(以下「本市」という。)においても、紀ノ川駅周辺のバリアフリーの現状について、アンケートやまちあるき等を通じて「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づいた「紀ノ川駅周辺バリアフリー基本構想」の策定を行い、バリアフリー化を推進し利便性を向上することを目的とします。

2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要

2006年(平成18年)12月20日に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー法」という。)が施行されました。この法律は「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」(1994年(平成6年)9月施行)と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」(2000年(平成12年)11月施行)を統合・拡充した法律で、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定めています。

その後、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図り、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために2018年(平成30年)に法改正が行われました。この改正では、理念規定が設けられ「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」が明確化されたほか、「心のバリアフリー」として、高齢者、障害者等に対する支援(鉄道利用者による声掛け等)が明記されています。

更に、2018年(平成30年)の「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律(ユニバーサル社会実現法)」の公布・施行や東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト施策等を強化するため、2020年(令和2年)に法改正が行われました。この改正では、公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化として、公共交通事業者等に対するソフト基準への適合義務が設けられています。また、国民に向けた広報啓発の取組推進として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」が国や国民等の責務として規定された他、市町村等による「心のバリアフリー」の推進に関する内容が盛り込まれ、2020年(令和2年)6月に一部施行、2021年(令和3年)4月に全面施行しました。